

## 4. 保険料の納め方

- 保険料は原則として、特別徴収（年金からの天引き）による納付です。ただし、次の要件に当てはまる方は、年金からの天引きにはなりませんので、納付書や口座振替（毎月納付）により納めていただきます。
  - ◆年金が年額18万円未満の方（年金を受け取っていない方も含む。）
  - ◆介護保険料と長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料の合算額が天引きの対象となる年金の1/2を超える方
- 年度の途中に加入された方（75歳になられた方、他の区市町村から転入された方等）は、年金からの天引きの準備が整うまで一定期間を要しますので、当初は普通徴収となります。年金天引きが開始になるときに改めて通知します。
- 年金天引きとなった方でも、申請により口座振替に変更することができます。ご希望の方はお問い合わせください。
- 口座振替はお申し込みから、約2ヶ月後に振替開始となります。
- 口座振替中の方は、特別徴収（年金からの天引き）の対象となった場合でも、特別徴収の申し出がない場合は、口座振替が継続されます。
- 口座振替中の方も、特別徴収（年金からの天引き）に変更できます。ご希望の方は届出書を送付しますので、お問い合わせください。（ただし、年金からの天引きの要件に当てはまる場合です。）

## 5. 医療機関の窓口での支払い金額は1割または3割です

- 自己負担割合は前年の所得が確定した後に判定し、その結果、負担割合が変更となる方は、8月1日から切り替わります。また、負担割合が変更となる方には8月1日までに新しい負担割合が記載された保険証をお送りいたします。

- 一般の方は**1割**です。
- 一定以上の所得のある方（※3 現役並み所得者）は、**3割**です。

- ※3 「現役並み所得者」に該当するかどうかは、同一世帯の長寿医療（後期高齢者医療）制度の被保険者の住民税課税所得と収入合計額により判定します。平成20年中の住民税の課税所得が145万円以上で、かつ、以下のいずれかの要件に該当する方が現役並み所得者となります。

- ◇世帯に被保険者が1人の場合 → 平成20年中の収入額が383万円以上（同一世帯に前期高齢者がいる場合は、平成20年中の合計収入額が520万円以上）
- ◇世帯に被保険者が2人以上いる場合 → 平成20年中の合計収入額が520万円以上（長寿医療（後期高齢者医療）被保険者全員）

- 3割から1割に変更できる場合（基準収入額適用申請）  
住民税の課税所得が145万円以上でも、被保険者の収入合計額が上記の金額に満たない場合には、申請により負担割合が1割になります。

### ◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆

〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 豊島区 区民部 高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ  
電話 03-3981-1937（直通） FAX 03-3981-1219

## 長寿医療（後期高齢者医療）制度

# ふくろうだより



発行：豊島区 区民部 高齢者医療年金課 電話03-3981-1937（直通） 平成21年（2009年）7月発行

## 今年度の長寿医療（後期高齢者医療）保険料額が決まりました。

### 1. 保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(限度額50万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(均等割額)} \\ \hline \text{被保険者1人当たり} \\ \hline \text{37,800円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{(所得割額)} \\ \hline \text{※1 賦課のもととなる所得金額} \times 6.56\% \\ \hline \text{(旧ただし書き所得)} \\ \hline \end{array}$$

- ※1 「賦課のもととなる所得金額」は、20年中の所得から計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額の合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額(33万円)} \\ \hline \end{array}$$

- 賦課のもととなる所得金額とは、すべての収入から必要経費等を引き（年金・給与収入の場合は、別の計算式があります。）、その金額から退職所得を除き、基礎控除額33万円を控除した額をいいます。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。（この額を「旧ただし書き所得」といいます。）

### 2. 保険料の軽減措置について

- 長寿医療（後期高齢者医療）保険料については、次のとおり軽減措置があります。

- ◆均等割額の軽減措置
- ◆所得割額の軽減措置
- ◆※2 会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）被扶養者だった方の軽減措置

※2 健康保険組合、共済組合等のことで、「被用者保険」ともいいます。

- 保険料の軽減措置の詳細につきましては、決定額通知書の裏面をご確認ください。

# 3. 保険料額決定通知書の見方

## ●特別徴収

年金からの天引きによる納付です。年金天引の対象となる年金種別を表示しています。

●お問い合わせの際は、「被保険者番号」をお知らせください。

## ⑥ 均等割の軽減について

- 一定の所得以下の方
- 被用者保険など（国保・国保組合を除く）の被扶養者だった方については均等割額が軽減されます。

## ① 賦課のもととなる所得金額

「旧ただし書き所得」のことで、

平成20年中の所得金額の合計 — 基礎控除額 (33万円) で計算します。

●「ふくろうだより」の「1. 保険料の計算方法」の※1

## ④ 所得割の軽減について

①の金額が58万円以下の方については、所得割額が軽減されます。

## ⑩ 東京都広域連合の保険料計算月数です。

## ⑫ 平成21年度の年間保険料額です。

平成21年度住民税確定にともない、平成20年中の所得金額の合計に基づいて計算した保険料額です。

長寿医療（後期高齢者医療）保険料額決定（変更）通知書

後期高齢者医療保険料を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	豊島 太郎	賦課決定(変更)年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者番号	01234567	賦課年度	平成〇〇年度
賦課決定(変更)理由	保険料額の決定(変更)のため		

被保険者番号: 01234567

<所得割額>					
①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 (①×②)	④軽減額		
1,506,200	6.56%	98,806	0		
<均等割額>					
⑤均等割額	⑥軽減額				
37,800	0				
<年間保険料額>					
⑦算出額の合計 (③+⑤)	⑧限度超過額 (限度額:50万円)	⑨年間保険料額 (⑦-⑧)	⑩月数	⑪月割減額	⑫保険料額(円) (⑨+⑩-⑪)
136,606	0	136,606	12/12	0	136,600
【被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎(終了年度のみ)】					(100円未満切り捨て)
⑬均等割額	⑭軽減額	⑮年間保険料額 (⑬-⑭)	⑯月数	⑰月割減額	
-	-	-	-	-	

●東京都広域連合 お問い合わせセンター  
 電話 0570-086-519 (平日 午前9:00~午後5:00)  
 PHS・IP電話などは 03-3222-4499 ファックス 0570-086-075  
 ※ 具体的な保険料額などの個人情報を含む内容にはお答えできません。

長寿医療（後期高齢者医療）保険料納入通知書兼特別徴収通知書

豊島区長

次のとおり、保険料をお支払いください。

被保険者氏名	豊島 太郎	決定(変更)年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者番号	01234567	性別	男
徴収方法	特別徴収及び普通徴収	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
		賦課決定(変更)理由	保険料額の決定(変更)のため

⑬特別徴収	【年金から天引きで保険料を納付】	⑭普通徴収	【納付書または口座振替で保険料を納付】
※ 手続きは豊島区で行います。		※ 口座振替をお申し込みの方は下記の金融機関から引落しします。	
年金保険者	社会保険庁	金融機関名	△△銀行
対象となる年金	老齢基礎年金	支店名	〇〇支店

<期別保険料額>														
期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	総合計
特別徴収							17,900		17,700		17,700		53,300	136,600
普通徴収	10,000	10,000	10,000	17,900	17,700	17,700							83,300	

成人科目	豊島区 13116	会計	後期高齢者医療事業会計	款・項・目	後期高齢者医療保険料
------	-----------	----	-------------	-------	------------

<年間保険料額>		
(a) 年間保険料総額	(b) 都内他自治体分保険料 (年度途中で資格を得た場合等)	(c) 豊島区分保険料額 (円) (a-b)
136,600	0	136,600

備考欄	
-----	--

備考欄	
-----	--

(c) 豊島区分保険料額について 豊島区の被保険者加入期間分の保険料額です。

●期別保険料額について 特別徴収・普通徴収で納めていただく保険料額を、納付する月期に割り振ります。

●普通徴収 納付書または口座振替による納付です。金融機関名・支店名に表示のある方は口座振替です。

(b) 都内他自治体分保険料について 年度の途中に、都内の区市町村から豊島区へ転入された場合、転入前の区市町村の保険料の額です。都内の区市町村に転出された場合、転出後の区市町村の保険料額です。